

8 戦後占領下でのアメリカ会社法の継受

中 東 正 文

- I 序 論
- II 占領下での会社法改正を検討する意味
 - 1 手足を縛られながらの立法
 - 2 会社法改正と文明史的挑戦
 - 3 占領下での商法改正と文明史的挑戦
- III 占領下での商法改正の全体像
 - 1 昭和23年改正
 - 2 昭和25年改正
 - 3 昭和26年改正
- IV 個別的な論争点に見る法継受の過程
 - 1 序論
 - 2 書類閲覧権
 - 3 累積投票制度
- V 結 語

I 序 論

戦後の占領下において、わが国の会社法は、アメリカ法の大きな影響を受けて、大きな改正がなされた⁽¹⁾。本稿では、どのような内容の改正であったかも概観するが、その過程で、日米の関係者がどのように行動してきたかを振り返ることをも目的とする。上村達男教授が示唆されているように⁽²⁾、日本側でも、大物とされる学者たちは御輿の上に担がれ、実際に立法の内容に

大きな影響を与えたのは、現場の立法担当者であったことが明らかになるであろう。

現行の商法典は、明治32年（1899年）に制定された⁽³⁾。これは、不平等条約の撤廃に向けた努力の一環であり、最終的に日本が関税自主権を回復したのは、明治44年（1911年）のことであった。明治23年（1890年）に制定された旧商法は、編別をフランス法にならい、内容は主としてドイツ法に従ったものであったが、新商法は純然としたドイツ法系の立法であった⁽⁴⁾。

昭和に入って、昭和13年（1938年）が一つの大きな区切りとなった⁽⁵⁾。同年には商法が改正され、新しい会社形態を創設するために、有限会社法が制定された。当時は、ドイツの有限会社法（1892年）が成功を収めており、わが国の有限会社法も、その流れを受け継いだものである⁽⁶⁾。

本稿が検討の対象とするのは、戦後の占領期における会社法制の改革であり、昭和13年改正から約10年を経ての改正作業となる。GHQ/SCAP (General Headquarters/Supreme Commander for the Allied Powers: 連合国最高司令官総司令部（以下では、単に「GHQ」という）は、連合国という名が付されてはいたものの、法制度の改革においても、実際のイニシアティブをとるのは、アメリカの弁護士等であった。占領下においては、昭和23年（1948年）、昭和25年（1950年）、昭和26年（1951年）と、3度の商法等の改正が行われた。

II 占領下での会社法改正を検討する意味

1 手足を縛られながらの立法

法制審議会の委員でもあった鈴木竹雄博士は、戦後占領下での商法改正を回顧して、「手足を縛られながら立法するということが何と辛いことであるかということを、われわれとしてはしばしば言い合った」と述懐されている⁽⁷⁾。

これは率直な気持ちの現れであると思われるが、他方で、鈴木博士らが、

どれほどまでに厳しい制約のもとに置かれていたのかは、必ずしも明らかではない。昭和25年改正に向けた昭和24年（1949年）7月18日の法律案の起草にあたっては、GHQ との交渉の前線に立たれることはなかった。現場との距離が少なからず存在していたのではないか。また、その後の法制審議会での議論においても、GHQ との意見の食い違いが問題となった事項は少なく、むしろ、日本側が既に同意をしていた事項について、議論を蒸し返したという側面もあるように思われる。

さらには、もし手足を縛られたという実感がなく状況であったとして、それではどのような会社法改正ができたかとなると、心許なくも感じられる⁽⁸⁾。同時に、矢沢惇博士たちのように、GHQ との交渉の最前線に立たれていた人々が活躍する姿に思いを馳せるとき、立法作業に携わった者たちは、外部からの圧力と向き合いながらも、自らが理想とする会社法制的実現をも果たそうと奮闘したのではないか。矢沢博士の編による『アメリカ会社法』と題する書物が⁽⁹⁾、昭和25年のうちに刊行されているが、このような比較法研究が、占領下の交渉の最中にあっても、着実になされていたことが示されている⁽¹⁰⁾。

本稿では、以上のような疑問を抱きつつ、改正過程を検証することを試みる。

2 会社法改正と文明史的挑戦

上村教授は、2002年10月11日に、「首相は日本の文明史的挑戦を語れ」というメッセージを発信しておられる⁽¹¹⁾。会社法制的現代化が一段落した現在においても、示唆に富むと思われる。わが国における法改正が、文明史的な挑戦と表現するに値するだけの自覚のもとで、行われなければならないと説かれる。

わが国の会社法改革の動向について、上村教授は、「最先端のもっとも変化の激しい状況に、機動的に対応していくことは、この分野を自ら作ってきた西欧国家にとっても容易なことではない。アメリカのようにスレスレの自由を追求するやり方の場合には、司法取引・おとり捜査・盗聴・報奨金とい

ったスレスレの手法がないとやっていけない。まさにまさに腰に二丁拳銃をぶら下げて西部へ西部へと進攻する西部劇そのものだ。イギリスは……。ドイツは……。フランスは……。日本は、このどれでもないにも係わらず、自由を最大に求めて止まない国である。腰に二丁拳銃のない西部劇をやろうとしているかに見える」と分析される。

にもかかわらず、わが国にも希望を見出すことができ、そのためには、「法的なセンスについて経験不足な分を、どの国よりも論理的構成を尊重する姿勢をもつことで、大きな失敗を事前に防止し得るほどのシステムを独自に真剣に模索すべきである」と主張されている。そして、「韓国は IMF、中国は WTO の下での改革を行っているが、日本は自らの知恵で壁を乗り越えるべき立場にあるから、まさにアジアの国としてもっとも深い問題意識を持った文明史的挑戦を行うというくらいの自覚が必要である」とされ、「国家としての問題意識を明快に語り、国民に文明史的課題を意識させること、そこから説き起こすリーダーが今こそ求められているのではないだろうか」と結ばれる。

3 占領下での商法改正と文明史的挑戦

会社法改革に関する文明史的挑戦との関係で、戦後占領下での商法改正を検証する意味は、どこに求められるであろうか。

第一に、先達の奮闘との比較において、当代の会社法制の改革を評価する際に、重要な一つの視点になると考えられる。後で述べるように、占領下という制約のある時代にも、明確な理念や哲学が打ち出されていた。むしろ、そのような状況であったからこそ、理念や哲学といえるだけの指針が示され、それに対して議論や交渉が可能であったともいえる。今般の会社法制の現代化において、このような文明史的挑戦ができたのか、この点は、間もなく多方面からの検証がなされることであろう。過去の総括なくして、次の力強い一歩はあり得ない。

第二に、各国を対象として行われている法整備支援事業に関して⁽¹²⁾、わが国の経験がどのように生かされるであろうか。占領下での改正作業が、文

明史的挑戦であるとの自覚のもとに行われたものであれば、支援対象国のオーナーシップを尊重した良き先例と評価されよう。とりわけ、わが国では、ドイツ法を基礎とした会社法に、アメリカ法を大幅に移植することに成功したともいえ、そうであるとするならば、法の継受という点でも、参考にされるべき点が多いと思われる。戦後60年を過ぎようとする今日を待つまでもなく、アメリカ流の会社法は、わが国ではしっかりと根付いている。

第三に、グローバリゼーションのなかで、日本法のアイデンティティを考えることが必要である。アメリカ流の会社法は、確かに根付いたといえよう。ここ数年の会社法の改正は、アメリカ流の発想を一段とわが国にも普及させる動きと理解することもできる。確かに、EUの動きに見られるように、会社法の世界的な収斂 (convergence) という現象も大きく取り上げられるようになった⁽¹³⁾。そのような時流にあって、日本法のアイデンティティをどのように考えるのか、文明史的挑戦が実践されなければならない。会社法は社会や経済の状況と共に歩む生き物であるから、遅かれ早かれ、再び文明史的挑戦が必要となるであろう。過去の総括と将来の心構えのためにも、戦後占領下での商法改正の過程を検証することは有意義である。

III 占領下での商法改正の全体像

1 昭和23年改正

GHQの経済面での最大の目標は、財閥の解体と経済の民主化にあった。財閥解体については、昭和21年(1946年)のエドワーズ調査団の「財閥解体に関する調査団報告書」が基礎になり、同年の極東委員会第230号文書である「日本の過度な経済集中に関する米国の政策」において具体化されている⁽¹⁴⁾。

この政策文書においては、株金の分割払込制度を廃止して、全額払込制度を導入することが提言されていた。財閥解体や過度経済集中との関係については、必ずしも明らかではないが、財閥が分割払込制度を利用して、相対的

に少ない出資を行うだけで、傘下の企業を支配していたと、GHQは認識していたようである⁽¹⁵⁾。全額を払い込んでいない株式についても、全額を払い込んだ株式と同じ議決権が行使できるという理解が前提とされている。

ともあれ、極東委員会第230号文書の大部分は、昭和23年までに放棄されることになったが、分割払込制度に関しては、引き続き批判的な認識が持たれていたとされている⁽¹⁶⁾。

日本側の対応としては、法務庁の兼子一法務調査意見長官がGHQの要望を受け止め、鈴木博士に対して、実現への協力が要請されることになった⁽¹⁷⁾。

その後の協議も踏まえて、分割払込制度が廃止され、これにより、取締役限りで未払込金額を徴収するという便宜的な方法をとることができなくなった。本来ならば、資金調達に関するこの不便さを挽回する手だてとして、授權資本制度の採用などもが、この時点で、盛り込まれているべきであったとも考えられる。

この点を捉えて、「昭和23年改正があったから昭和25改正が生まれたのではない。昭和23年改正で対処すべきはずのものが、さまざまな事情から昭和25年改正へと持ち込まれたのであった」との評価がある。としながらも、この論者は、「このことは日本側において多くの幸いをもたらしたと考えられる。なぜなら、後ろへ引っ張ったことにより、GHQ側の対応が変質して行くからである。それと同時に、日本側の対GHQ対応能力も向上して行くのであった」と、次第に日本側の自覚を高める契機となったとも理解している⁽¹⁸⁾。

2 昭和25年改正⁽¹⁹⁾

(1) 日本側による主体的な改正作業

昭和23年改正によって分割払込制度が廃止されたままでは、企業は機動的な資金調達をすることができない。先の見解のように、昭和23年改正の段階で、この点の手当てをできたか否かは、当時の状況を精査する必要がある。

ともあれ、未払金の徴収ができないと、当時の会社法制においては、増資を行って新株を発行するにも、定款変更の一場面として、株主総会の特別決議が必要であった（昭和25年改正前商法208条・209条1項・120条3号）。しかも特別決議の要件は、現行法よりも厳しく、総株主の半数以上にして資本の半額以上にあたる株主が出席し、その議決権の過半数をもって決することとされていた（昭和25年改正前商法209条）。過度集中力が排除され、株式所有が分散化ないし大衆化された当時であって、頭数で半数以上という定足数を満たすことは困難であったろう⁽²⁰⁾。

この点の不便さについては、日本側も早急に解消する必要性を感じ、主体的な改正作業が始められた。昭和23年改正商法が施行されて間もなく、同年8月30日には、商法改正準備調査会が設置された。まずは、授権資本制度の採用についての調査研究が始められた。その後、授権資本制度が導入されても、額面未満での新株発行を認めないならば、株価が額面を下回っている場合に、新株を発行することができないことが問題視されるようになった。その結果、無額面株式の導入が検討の対象となった。

早くも昭和23年10月7日には、商法改正準備調査会での検討を踏まえて、法務庁から「株式会社法改正の根本方針」が発表された。授権資本制度と無額面株式の採用を二本柱としており、アメリカ法を継受することが明確に意識されている。

この根本方針をもとにして、法務庁は、改正要綱の立案に入り、昭和23年11月16日には、「商法の一部を改正する法律案要綱（第二次案）」が出来上がった模様である⁽²¹⁾。

(2) GHQからの商法改正の要請

以上のような日本政府による主体的な法改正の動きと並行して、GHQも商法の改正については関心を持ち始めていた。経済の民主化という大きな目標のためには、株主の権利の強化など、当然に予定されるべき検討事項が少なくない。ところが、GHQの担当部署でも具体的な計画のもとで、商法改正に乗り出した訳ではない。GHQ全体としても、系統的に日本側に商法改

正の要望を練り上げたものではなく、一つの課の担当者が思索したものに過ぎなかった。

今後の商法改正において、GHQの主な担当部署となったのは、経済科学局（ESS: Economic and Scientific Section）の反トラスト・カルテル課（AC: Anti-trust and Cartels Division）であり、中心人物はウェルシュ課長である。同課による商法改正への着手は、ウェルシュ課長が一時帰国をし、課内の意思統一が一時的に混乱したときに、法律顧問であったサルウィン主任によって主導されていくことになった⁽²²⁾。サルウィン主任は、イリノイ大学出身の弁護士であり、鈴木博士によると、「非常に鼻柱の強い傲慢な感じの人」であった⁽²³⁾。

ウェルシュ課長が日本を空けている間に、サルウィン主任は日本の法務庁と折衝を重ねることになった。交渉における日本側の中核となったのは吉田昂法務庁民事局第4課課長である。最初の協議は、昭和23年11月15日であるが、この翌日には、前述の「商法の一部を改正する法律案要綱（第二次案）」が取りまとめられることになるから、この点は、歴史のいたずらというほかない。

ともあれ、昭和23年12月28日までには、商法改正の主目的が確認されるに至った。すなわち、会社の構造を民主化することと、外国からの資本投下を容易にすることである⁽²⁴⁾。

この協議の際には、改正内容の模範として、1947年イリノイ事業会社法が法務庁に提供されており、イリノイ法のほかにも、ニューヨーク法やマサチューセッツ法を手本とすることが望ましいと考えられていたようである。日本側も独自に、アメリカ法を研究しており、翻訳を用意するなどしていた。この点にGHQは驚いた様子であったし、このような努力こそが、単なるアメリカ法の接ぎ木に終わらない改正を可能としたのであろう。

（3） シックス・ポイント

この後も協議は続けられ、遅くとも昭和24年1月31日までには、公式に日本側に対して、「協議のための仮の項目（同年1月25日付）」⁽²⁵⁾が提示される

ことになった。この文書においては、株式会社に関するものを「I」として、全部で16項目を列挙し、「II」として、外国会社を掲げている。「I」のうち、上から5つの項目に、「II」の外国会社を加えて、日本側では、「シックス・ポイント」と呼んでいた⁽²⁶⁾。

すなわち、主要な6つの協議項目は、①株主の書類閲覧権、②株式の譲渡性、③議決権（累積投票）⁽²⁷⁾、④資本増加（新株引受権）、⑤少数株主の権利・救済、および、⑥外国会社であった。ここで注意を要するのは、日本側が独自に検討を進めていた昭和23年改正の後始末、すなわち、授権資本制度と無額面株式の導入については、協議の対象とは予定されなかったことである（後に協議に組み込まれた）。

協議項目の内容が日本側の重鎮に伝わると、これらは驚きをもって受け止められた。例えば、鈴木博士は、「GHQから予想どおり改正の要求がきたが、その内容は思いもかけぬ株主の地位の強化という問題であった……。私たちにすれば、内野の守備をかためていたら、外野に球がとんだように、不意をつかれて狼狽した。ことに、これをそのまま吞んで株主の地位の強化を要求どおり実現したら、日本では会社荒らしを利するだけのことになるのではないか」と考えて心配したとされる⁽²⁸⁾。しかしながら、「当時の事情から、これは受けざるを得ないということで⁽²⁹⁾、……それらの要請も入れた法律案要綱の作成を急い」⁽³⁰⁾ だという。

（4）日本側の体制の整備

GHQ 経済科学局は、協議項目の確定だけではなくて、日本側において、商法改正のための審議体制を整備することを求めた。

これに応じて、商法改正準備調査会は、商法改正審議会に衣替えをすることになった。商法改正審議会は、兼子法務意見調査長官を含め、委員25名、幹事19名、仮委員2名という大所帯であった。委員には、法務庁の岡咲恕一局長や東京高裁の松田二郎判事のほか、学界からは、鈴木竹雄東京大学教授、石井照久東京大学教授、大森忠夫京都大学教授、大隅健一郎京都大学教授が任命されていた。幹事には、法務庁の影山勇参事官や環昌一課長が、学

界からは、矢沢惇東京大学助教授が選ばれている。

これらの委員や幹事の多くは、昭和24年8月13日に設置された法制審議会商法部会でも委員や幹事に任命されることになる。ただ、法制審議会で要綱案の審議が行われるまでのGHQとの交渉においては、高柳長官、岡咲局長、影山参事官、環課長、矢沢助教授が前線に立つことになっていく。

日本側の体制が整うのに合わせるように、昭和24年2月7日に、サルウィン主任は、協議項目に対応するイリノイ法の条文番号の一覧表を、日本側に提供している。このことから、占領下の商法改正がイリノイ法の影響を強く受けていくことが想定される。日本側としては、商法改正で最も多く参照されたのは、ニューヨーク法、イリノイ法、カリフォルニア法であった⁽³¹⁾。

(5) 法務府草案の作成

協議の体制も整い、協議項目が順に検討されていき、途中からは、日本側が主導した授権資本制度や無額面株式の導入についても審議がされていくようになったが、本稿で詳しく経緯を説明する余裕はない。

協議の様子的一端は、昭和24年5月28日に日本側からGHQに対して提出された「商法の一部を改正する法律案（法務庁調査意見第一局）」の添状からも、窺い知ることができる。これによると、「茲に商法の一部を改正する法律の法務庁試案を作成して提出する。此の法案は、当庁岡咲調査第一局長、矢沢東京大学助教授、同局事務官等の事務当局者が、E. S. S〔経済科学局〕のSalwin氏及びEisenstein氏並びにL. S〔法務局〕のBlakemore及びStenine〈ママ〉氏其他の係官の方々の示唆に基づき、……E. S. S及びL. Sの前記係官と共に去る1月末以来35回に亙る会合を持ち検討の結果、一応得たる結論について、更に5月12日以後7回に亙る右係官と兼子法務調査意見長官との会合において再検討を加えて作成せられたものを法務総裁において法務庁の試案として提出することを承認したものである」とされている。

このような記述からも、商法改正審議会は実質的にさほど機能していたとは思われず、おそらくは、授権資本制度と無額面株式の導入についてのみ、

GHQ との協議にも影響を与えていたのではなかろうか。この点、上村教授は、「鈴木博士の指導力自体もそもそもの程度であったのか」と疑問を提示されている⁽³²⁾。現場のやりとりの記録から推察するに、先端の交渉当事者が、兼子法務調査意見長官との連携を大切にしつつ、かなりの当事者能力を持って協議にあたっていたということができよう。

この法律案に対しても、GHQ からは要望が出され、最終的には、昭和24年7月18日の商法改正法案で、現場の担当者レベルでの協議は終了することになった。

(6) 法制審議会での討議と修正

商法改正法案が完成した後、その要点が「商法の一部を改正する法律案要綱」にまとめられ、これが日本側の討議の対象となっていく。法制審議会は、昭和24年6月1日に設置されていたが、この法律案要綱が8月13日に諮問され、法制審議会に対する諮問第一号となった。

法制審議会は、より詳細な検討を行うため、法律案要綱を商法部会の検討に付した。昭和24年9月13日に、第1回部会が開催され、高柳賢三成蹊大学学長が部会長に選出された。商法部会の下には、さらに小委員会（横田正俊公正取引委員会委員が委員長）が置かれ、9月20日から計10回の会議を開催し、法律案要綱に対する修正案を起草した。それが、10月28日に商法部会に提示され、翌10月29日の部会で僅かな修正とともに承認された。

この要綱修正案は、法制審議会の総会に提示される前に、GHQ 経済科学局にも届けられている。これには、高柳部会長の手紙が付されている。それによると、岡咲局長や法務府の委員たちは、要綱を弁護するために断固として論戦しており、要綱の主要な部分が商法部会で承認されたと説明されている。

ところが、内容を見ると、GHQ からみると大きな不満が感じられるものであったろう。7月18日法律案に至るまでの議論が、踏みにじられている部分が少なくなかった。とりわけ、以後の協議でも対立が激しかったのは、書類閲覧権に関する項目と、累積投票制度に関する項目であったといえよう。

書類閲覧権については、要綱では、「一定の資格を有する株主に会計の帳簿及び書類の閲覧権を認め」ることとされていたが、要綱修正案では、株主による直接的な閲覧権は否定され、検査役の選任を裁判所に請求できる旨の規定に置き換えられた。また、累積投票制度については、要綱では、取締役の選任について、株主から請求があれば累積投票によらなければならないとされていたが、要綱修正案では、この項目が削除された。

法制審議会商法部会とGHQとの間の協議は、昭和24年12月1日に始まり、最終的には、12月23日に要綱修正の最終案が法制審議会で採択されることになった。この間も、商法部会でも縷々議論がなされたであろうが、GHQとの交渉の前線に立ったのは高柳部会長であった。高柳部会長の活躍は特筆に値するが、12月3日に脱稿したとされる「不在株主の保護と受託者倫理」が⁽³³⁾、交渉における理論的な基礎を良く示しているであろう。ここには、文明史的挑戦であるとの自覚の表れをも見出すことができるとと思われる。

緊張した協議を経て、結果的には、書類閲覧権については、GHQの意向を取り入れることになり、他方で、累積投票制度については、GHQの要望を後退させ、日本側の意向を尊重させることになった。

なお、前述の高柳部会長の書状に対して、GHQの経済科学局では、ちょっとしたやりとりがあった。書状の最後には、異議のある点を書面で返答を願いたいと綴られていたが、経済科学局では、「この段階では書面でコメントすることは適切でないが、要望を無視すべきではない」といった反応が出されている。徐々にGHQによる積極的な関与が許されない状況になってきたことが示されているといえよう。

(7) 国会での討議と修正

昭和24年12月23日に採択された要綱修正案を受けて、法務府は、法律案の作成に入った。昭和25年1月10日には、最初の法律案が起案され、GHQの経済科学局に提出された。ところが、幾つかの異議が出されたために、再び協議が続けられ、その結果、内閣での法律案の採択は1月27日まで遅れるこ

とになった。GHQの民政局(GS: Government Section)にも提出されて、GHQとしての承認を受けている。2月24日には、法律案が国会に提出され、衆議院と参議院での修正を経て、5月2日に改正法が成立した。

法律案は、まず衆議院で審議された。衆議院の法務委員会は、花村四郎委員長を筆頭に、GHQ経済科学局のウェルシュ課長と交渉にあたった。衆議院での花村委員長の報告によると、主に議論されたのは、①このような会社法の全面改正は、むしろ単行法の制定によるべきではなかったのか、②改正内容が画期的かつ飛躍的であるため、経済経営倫理が低調な日本の現状において、はたして授権資本制度や無額面株式制度が妥当であるのか、③施行期日が昭和26年7月1日となっているが、経過措置や関連法令の整備が明らかでないため経済界に不安を与えないのか、④株主の権利保護が強化された結果、会社荒らしの横行が激しくならないのかであった。

このような議論に照応して、GHQに対しては、①特別決議の要件を緩和すること⁽³⁴⁾、②定款による株式譲渡制限を認めないとする規定は、資本の額が20万円以下の会社については、施行日から5年間は適用しないこと、③少数株主権について、6か月の保有期間の制限を課すことなどが要望された。衆議院法務委員会の要求の多くは実現したが、株式の自由譲渡性を重んじるGHQの理念から、株式譲渡制限の規定の適用猶予は否定された。閉鎖性を維持したい会社は、有限会社の形態を利用すればよいから、このようなGHQの反応は筋が通っているといえよう。

参議院においても、法務委員会に法律案が付託され、伊藤修委員長や松井道夫理事が中心となって、GHQとの折衝にあたった。松井理事の本会議における説明によると、問題となったのは、「会社荒らしに利用される虞ありや否やの点、又監査役制度の廃止の可否、特別総会の決議方法が頗る厳格に定められておりますので、その可否、新株の引受権を原則として旧株主に認めることの可否等の問題」であったという。

参議院法務委員会とGHQ経済科学局との間では、2回の協議が持たれているようである。ただ、第1回の協議では、法務委員会の狙いは成立時期の延期にあったようで、議論がかみ合わず、ウェルシュ課長から詰られて帰っ

てきただけとなってしまった。第2回の協議では、具体的な8項目の提案が法務委員会からなされており、結果的には、実務から要望の強かった特別決議の要件の緩和をGHQに了承させている⁽³⁵⁾。もっとも、GHQが利用していた法律案の英文では、既に法務委員会の要望通りの内容になっており、英文と和文に齟齬があるだけのことであった。ともかくも、法務委員会は、鼻高々の成果を得たと自負したであろうが、GHQは、自分たちの考えを後退させることなく協議を終えることに成功した。この第2回の協議は、順調に進んだように見えるが、岡咲局長がほとんどお膳立てを済ませており、その通りに事が運んだだけであった。それほどまでに、実務担当者レベルでは、日本側とGHQとの間で十分な協議ができていたとみることもできよう。

以上のような議論が国会の審議の過程でなされたが、いずれも法制審議会までの協議の結果を大きく変更するものではなかった。果たして、昭和25年5月2日に参議院で一部修正の上で可決された法律案は、再び衆議院に回付され、同日中に、衆議院でも可決され、法律第167号として成立した。国会の最終日の午後9時2分のことであり、「やっと可決成立し」⁽³⁶⁾た。

3 昭和26年改正

(1) 昭和25年改正商法の広報活動

昭和25年改正商法は、昭和26年7月1日に施行が予定されており、それに向けて積極的な広報活動が行われた。そこでは、次の諸点が強調されるようにと、GHQでは試みられた。改正の必要性については、①商法が明治32年から重要な変更を受けて来なかったこと、②同族会社から公開会社へと経済が著しく変化したこと、③100万人を超える新しい株主が出現したこと、④少数株主の利益が保護されず、株式の譲渡が制限されていたために、外国からの投資が躊躇されていたことが掲げられている。さらに、改正の経緯についての説明では、⑤いかなる点においても、GHQは商法改正を要求したり命令したりすることはなかったと説明されることになっていた。GHQの関与については、相当に実態と乖離した内容になっているが、この時点ではもはや、対外的にGHQの圧力を示すことは許されなくなっていたのであり、

それだけ GHQ の影響力も薄まっていたと評することもできよう。

(2) 施行延期論の台頭

精力的な広報活動にもかかわらず、施行の日が近づくにつれて、施行を延期すべきであるとの主張が強くなっていった。昭和25年改正商法が成立する段階でも、経済界などから反対論があったものの、その段階では GHQ の力が強かったため、それが功を奏することはなかった。ところが、占領が終わりに近づくにつれて、GHQ も占領政策を緩和させるといった事情もあり、それに反対論も力を得て、施行を延期しろという話になった。無期延期という棚上げ論も相当にあったが、折衷案として昭和26年12月1日まで延期しようとする考え方が有力であった⁽³⁷⁾。

昭和26年3月頃になって、自由党の反対論者が施行延期論を援助していることが、GHQ の経済科学局の知るところとなった。延期論は、内閣には全く支持されていなかったものの、経済科学局は事態を深刻に受け取った。というのも、改正法の制定過程でも反対論を展開していた経済団体が背後で荷担していたからである。これらの経済団体は、内閣に施行の延期を働きかけたが失敗に終わったため、今度は、国会で施行延期を実現しようとしていた。そのために、GHQ の支持を得ようと、運動を展開し始めたのである。

(3) 施行の延期についての協議

経済界の意向を受けてであろう、衆議院法務委員会に所属する国会議員の数人が、施行を昭和26年12月1日まで延期する提案を携えて、GHQ との協議を開始した。

何度か会談が持たれたようであるが、経済科学局は、延期論者に対して強い態度で臨んだ。これには、2つの根拠があったのであろう。第一に、衆議院法務委員会は、水面下での接触を試みながらも、公式には何の行動も起こしていなかった。第二に、施行延期論は、昭和26年4月に予定されていた地方選挙がらみの政治的な目的に利用されていると分析されていた。

（4）妥協点の模索

施行延期論について、鈴木博士によると、「法務省関係ならびに立法に参画した者の間では、株主権の強化についてあれだけ努力をして、ほとんど害が考えられない程度にまで内容を詰めたという経緯、そしてその間に味わった苦心を考えると、やはりこの際、予定どおり施行すべきだという考え方が強かった」⁽³⁸⁾。また、法制審議会委員であった大住達雄三菱倉庫株式会社社長も、「日本政府が延期しないと決めたものを、政府与党である自由党が延期法案を提出するということは、甚だ不可解な話である。……施行延期論はわが国での相当有力者から出ているものらしいが、むしろ個人的見解が強く経済界の与論を反映しているとは思われない」⁽³⁹⁾と述べておられる。

このように立法に関与してきた人々からは、予定通りの施行が期待されている。立法関係者に不満が残された協議であったなら、施行延期論の力を借りて、全部をひっくり返そうとまではしないまでも、施行を推進する必要はない。その意味では、理念や哲学が正面からぶつかり合い、文明的挑戦ともいえるだけの法改正がなされたと評価することができるのであろうか。

ともあれ、施行延期を巡る混乱を收拾したのは、鈴木博士であった。直接のきっかけは、イギリス大使館の書記官の家での会食の際に、鈴木博士がウィリアムズ民政局国会課長から意見を求められたことにある。これに、「一、二細かいところに難点があるので、それを直してくれば、予定どおり施行してもいいと思う」と応じられたところ、その内容を文書で提示するように依頼された⁽⁴⁰⁾。

この依頼に基づいて、鈴木博士は、昭和26年4月9日付けで、英文のオピニオンを示されており、さらには、4月25日付で、サブリメンタリー・オピニオンを著されている。前者は、代表訴訟を提起することができる株主を発行済株式総数の3%以上を有する株主に限るべきとするなど、相当に強硬なものであった。サルウィン主任も、さすがに受け入れ難かったようであり、最終的には、後方で述べられているように、株主代表訴訟などにおいて、担保提供制度を設けることで決着がついた。

担保提供制度が昭和26年改正で導入され、昭和25年改正法は、予定通り昭

和26年7月1日から施行された。

IV 個別的な論争点に見る法継受の過程

1 序 論

以下では、個別的な論争点に注目して、さらに考察を進めることにしよう。ここでは、2つの項目を取り上げる。

第一は、書類閲覧権であり、株主が会社の有する書類に対して直接的に閲覧することを認めるものである。昭和24年7月18日法律案の確定に至るまでも、GHQ 経済科学局の内部で、日本側と同局の間で、随分と協議が闘わされた項目である。さらには、法制審議会の議論でも、大きな問題として取り上げられた。本稿では、帳簿閲覧権のみを念頭に置いていきたい。

第二は、累積投票制度である。鈴木博士によれば、「私はよく思い出すのですけれども、昭和25年改正の苦勞の半分近いものは累積投票請求権を緩和してもらうことに注がれたといっても過言ではないくらい、この問題では骨が折れた」⁽⁴¹⁾という。日本側とGHQ との間で衝突が激しくなったのは、法制審議会での要綱の確定を巡ってのことである。

2 書類閲覧権

昭和25年改正前の商法では、株主の閲覧に供される書類は、定款、株主総会の議事録、株主名簿、社債原簿に限られていた（昭和25年改正前商法263条1項）。閲覧のみが認められ、謄写請求は認められていなかった（同条2項参照）。これらに加えて、財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書、準備金および利益または利息の配当に関する議案が、定時総会の2週間前から備え置かれ、株主と会社債権者の閲覧・謄写に供された（同法281条・282条）。

GHQ は、株主の閲覧が過度に制限されており、また、監査役による抑制（昭和25年改正前商法274条・281条・275条）も期待できないとして、株主に対

して、取締役決議録（取締役会議事録）と会計帳簿も閲覧ができるようにすべきであると考えた。この書類閲覧権が、GHQ にとっては、最も重要な協議項目であり、それ故にであろうか、最初に協議を重ねていく対象とされた。

協議においては、法務庁に原案を提出させて、これを GHQ が意見を述べていく形がとられたようであるが、協議の半ばで、GHQ の経済科学局反トラスト・カルテル課の内部で、意見の対立が生じてしまった。会計帳簿の閲覧に関して、閲覧拒否の事由をどのように定めるかが争われた。ウェルシュ課長を除くと、4 人の課員が議論を闘わせた様子である。少数派のハドソン氏は、イリノイ会社法にならって、「不適切な目的」でなされた請求に対して、会社は閲覧を拒否できると規定しようとした。これに対して、サルウィン主任が率いる多数派は、閲覧拒否事由を具体的に列挙すべきであると主張した。

多数派の論拠としては、①日本人は、株主による会計帳簿の閲覧を経験したことがない、②日本の裁判所も、帳簿閲覧に関する救済策を開発する機会がなかった、③「適切な目的」では、あまりに概括的であり、明確な手引きが必要である、④イリノイ州では、適切目的基準が採られているが、他の州はそうではない、⑤日本の状況には、一段と効果的でふさわしい、といったことが示された。少数派は、これに対して、①日本の裁判所が「適切な目的」という文言を合理的に解釈しないという危惧はない、②大部分の株主が閲覧をできなくなってしまうことはない、③日本の裁判所は、適切目的基準を、公正に解釈するであろうと反論した。

最終的には、ウェルシュ課長が調整をして、多数派の意見が採用されることになった。その際には、①いずれの見解にも十分な根拠が示されているものの、②日本の裁判所の経験や客観性につき、少数派ほどは楽観的になれないし、③日本の経営者が、適切目的基準を自己に有利に利用する可能性があるとの判断が示されている。

ここで疑問となるのは、GHQ 内部での議論が、日本の実情を踏まえようとするものであったのか、単に担当者に馴染みのある法制度を移植しよう

ただけであったのかという点である。議論への参加者の多くがイリノイ州で弁護士資格を有していながら、あえてイリノイ法とは異なった基準を導入したことからみると、日本の司法制度などの社会基盤や社会的背景についての分析が、自分たちの嗜好よりも尊重されたということもできよう。

しかしながら、日本側の現状認識を最終的に十分に汲み取ったかとなると、そうとも言い切れない。日本側は、帳簿閲覧権の行使について、できるだけ多くの制限を設けようとした。例えば、5月28日の商法の一部を改正する法律案⁴¹では、①株主権の確保または行使のためになされる必要があり、②会社は、株主が裁判所の許可を得ている場合に限り、閲覧を拒否することができ、③裁判所が許可を与えないことができる場合が限定的に列挙されていた。それだけ、会社荒らしへの警戒が強かったのであろう。

GHQは、これでは、帳簿閲覧権は形式だけのものに終わってしまうと考えた。最重要の項目と考えられたこともあり、改正のための協議の初期の段階にしても、GHQは強引に原案を日本側に了承させることになった。ただ、株主権の濫用についても一定の配慮をし、法制審議会での議論の対象となる原案においては、6月前から株式を有するか、資本の1%にあたる株式を有する者に限り、帳簿閲覧権が認められることとされた。

このような内容の帳簿閲覧権ですら、法制審議会では大いに異論が出されることになり、昭和24年10月29日の法律案要綱修正案では、帳簿閲覧権に関する規定を新設することはやめて、検査役の選任を単独株主権とすることが代替案として示された。GHQは、これでは了解せず、12月23日の法律案要綱では、表現が異なるものの、実質的には原案に戻された。

帳簿閲覧権の導入については、GHQに日本側が押し切られた感が強い。平成5年（1993年）の商法改正においては、持株要件が10%から3%に引き下げられて、この点の日本法は一段とアメリカ法の発想に傾倒していった。しかしながら、当時の立法関係者が考えていたように、業務検査役の制度を活用することが、わが国には相応しかったのではないかと⁴²。とりわけ、業務検査役の選任請求権を単独株主権にするときには、現在までの帳簿閲覧権に関する判例の混迷を経ることなく、実効的な経営陣に対する牽制が可能と

なったと思われる。このような立場にあっては尚更、占領下での改正作業は、文明史的挑戦という自覚がありつつも、理念を実現し得なかった部分も残ったと評価されよう。

3 累積投票制度

累積投票制度の導入については、先に述べたように、鈴木博士によると労力の半分近くが割かれたことになるが、実際には、多くの項目の一つに過ぎず、ただ日本側の要望が大きく実現したという意味で、意義深い事項であつたらう。

この点に関して、上村教授が提示された問題点に即していえば⁽⁴³⁾、鈴木博士の指導力自体もそもそもの程度のものであったのかという疑問には、一定の推測を立てることができであろう。つまり、協議の様子は、重鎮に対して逐一報告されていた訳では必ずしもなく、現場の裁量で動いた範囲も大きかったのではないかと推測される。

このような役割分担をどのように考えるか。指揮命令系統を重んじる立場からは否定的な評価もできようが、重鎮と若手の効率的な分業と捉え、これが現場の思い切った活動を可能としたと積極的に評価することもできよう。

なお、累積投票制度をアメリカにおいて最初に導入したのは、イリノイ州であった⁽⁴⁴⁾。GHQの商法改正の担当者にはイリノイ州の弁護士資格を有する者が多かったことは一般的にも知られており、日本の商法改正がイリノイ会社法の影響を強く受けていくと想定されたことは前述した。累積投票制度の導入は、イリノイ法の影響の最たるものであると評価することもできよう。

わが国で累積投票制度が導入されている頃は、偶然にも、アメリカにおいて強行規定としての累積投票制度が最盛期を終えようとしていた。昭和25年頃からは、アメリカでも徐々に任意規定として累積投票制度を設ける州が増えていった。わが国で累積投票制度を完全に定款で排除できるようになったのは、昭和49年（1974年）の改正においてであるが、アメリカ国内で任意法規制が顕著になった時代に対応している。後から振り返ればということにな

ろうが、累積投票制度の導入は、GHQの理念が先走った部分といえるのかもしれない。

V 結 語

これまで考察してきた立法の経緯も踏まえて上で、上村教授は、以下のような総括をされている⁽⁴⁵⁾。

すなわち、「確かに株式権〈ママ〉の強化に関する一定の規定が入ったこと自体はGHQの要求によるものといえるが、これらの権利に対しては日本側の修正がGHQによって受け容れられ、GHQが目玉とした書類閲覧権についても、GHQは日本側の要求を大幅に受け容れている。昭和25年改正全体を通じてみれば、資金調達と機関については日本のイニシアチブによるものであり、株主権についてもこの程度のものであるから、これをもって手枷足枷のもとでの改正と性格づけることは大げさであろう。占領下という劣悪な条件下での作業と言い切ってよいか、きわめて疑問である」とされる。筆者も、この点について、共感を覚える。

また、「鈴木博士はこれを手枷足枷と評し、自由に法律を作ってみたいものだ」と述べられたが、既述のように日本側が自主的に作った、昭和23年の要綱案は資金調達問題だけを扱っており、むしろ自主的に作ればその程度のことしかできなかったのではなかろうか」とも、評されている。ただ、昭和25年商法改正では、機関の権限の再分配も取り組まれ、取締役会が制度化され、監査役から業務監査権限が奪われた。このような追加的な改正もなされている。としても、これが文明史的挑戦に値するものであるのか、実務の慣行ないし実態を法文上も明確にしたにすぎないのかもしれない。

上村教授は、鈴木博士の次のような回想に対して、「私としては、年を経てこうした言葉を吐く学者鈴木・人間鈴木にこそ共感を覚える」とされている。これは、「なじみの薄いアメリカ法的な制度であっただけに、理解も不十分であったのかもしれない、また、何となしにストレンジなものに対する毛ぎらいといったようなものもあったかもしれない、そのうえ、……アメリカ法

至上主義というものに対する反感みたいなものもあって、結果としては、実業界などの意見と方向を同じゅうして、とにかくできる限りこれを緩和しようということで努力をしたわけですが、実施後の状態を考えれば、……濫用的な利用はほとんど起こっていない」⁽⁴⁶⁾という言葉に対するものである。

この鈴木博士の述懐からは、アメリカ法への接近に関して、文明史的挑戦に似た現象を見出すこともできよう。確かに、日本側には、具体的な理念や哲学があった訳ではないかもしれない。しかしながら、GHQは日本側を説得するために、理念や哲学を示す必要があった。日本側の立法担当者も、GHQの提案に対して、対立点を理論として捉えることに尽力した。とりわけ、先に見た帳簿閲覧権と累積投票制度については、外部からの文明史的挑戦に対して、文明史的抗争を行ったものと捉えることもできる。

法の継受という問題に関しては、わが国の昭和25年商法改正は、成功例の一つと評価されてよい。成功であるとするなら、その要因は、①政治経済秩序そのものが、アメリカ型に変容していったことに加えて、人的資源の問題も大きかったであろう。すなわち、②優秀な若手の官僚と学者が力を合わせており、アメリカ法の研究も十分になされて、GHQからの評価も高かったと推察される。また、③若手を支援する専門家である大物、例えば、兼子長官、佐藤長官、高柳部会長の存在が大きかったであろう。さらには、④こういった大物と若手の間での役割分担が、うまくなされていたと評することができる。先に掲げた大物は、幸か不幸か、会社法の専門家ではない。鈴木博士などの当時の中核的な商法学者が果たした役割については、必ずしも明らかではないが、若手が活躍しやすい環境が整備されていたのは、ほぼ確かであったろう。

この点を、わが国が諸外国に行っている法整備支援に置き換えて考えてみると、①社会経済の実体と歩調を合わせた上で協力をしていかなければならないし、遠回りであっても、②支援対象国の人材の育成こそが、最重要の課題と考えられなければならない。自律的な創造にせよ、他の圧力への対抗にせよ、自らの手で何かを成し遂げたという文明史的挑戦が不可欠であろう。

最後に、日本法のアイデンティティについて、とりわけ会社法の分野で

は、規整が世界的に統合する傾向にあるのは否めないし、これは経済活動の効率化に役立つともいえよう。アメリカ国内でも、サーベンス・オックスリー法によって、公開会社のコーポレート・ガバナンスについての規整の最低限が画された。しかしながら、EUにおける会社法の統合でみられたように、ドイツなどの共同決定制度の取扱いなど、その国の社会や文化の歴史や現状との関係で、完全な融合を期待することはできない。世界的な潮流で考えても、同じように規整の統一化は難しいであろうし、望ましいこととも思われない。来るべき次の会社法制の改革の折には、今般の現代化の検証を踏まえて、わが国のアイデンティティを自覚した文明史的挑戦がなされるべきであるとする。

- (1) 全体的には、中東正文『商法改正〔昭和25年・26年〕——GHQ/SCAP文書』（日本立法資料全集91）（信山社，2003年）を参照されたい。アメリカの研究者による分析として、Mark West, *The Puzzling Divergence of Corporate Law: Evidence and Explanations from Japan and the United States*, 150 U. Pa. L. Rev. 527, 538-546 (2001) なども参照。
- (2) 上村達男「占領と会社法改正——今日的意義」ジュリスト1155号22頁（1999年）などを参照。また、早稲田大学比較法研究所プロジェクト（第II期）「日本法の国際的文脈——その歴史と展望——」に関する2003年2月26日の講演会において、筆者が「戦後占領下でのアメリカ会社法の継受」について報告をさせていただいたが、上村達男教授がコメンテーターを務めて下さり、有意義な分析をお示しいただいた。この場を借りて、お礼を申し上げたい。
- (3) 会社法の歴史的展開の概要については、浜田道代編『日本会社立法の歴史的展開』（北澤正啓先生古稀祝賀）（商事法務研究会，1999年）を参照されたい。
- (4) 北沢正啓『会社法〔第6版〕』7-8頁（青林書院，2001年）。
- (5) 昭和13年改正までの会社法の歴史については、浅木慎一『日本会社法成立史』（信山社，2003年）が詳しい。
- (6) 浅木・前掲注（5）559頁。なお、閉鎖会社用に別個の法典を設けるという発想そのものが、大陸法的であり、英米法の枠組みとは異なっている（江頭憲治郎『株式会社・有限会社法〔第4版〕』3頁注（3）（有斐閣，2005年）参照）。
- (7) 鈴木竹雄＝竹内昭夫『商法とともに歩む』168頁（商事法務研究会，1977年）〔鈴木木〕。

- (8) 上村・前掲注(2) 24頁参照。例えば、平成5年(1993年)の商法改正では、株主の権利が強化され、監査役制度の改善が図られたが、これも日米構造問題協議の所産である。北沢正啓「日米構造問題協議関連の改正と社債法の前面改正——平成5年の改正——」浜田編・前掲注(3) 510-516頁参照。また、今般の会社法制の現代化で目指されている合併対価の柔軟化についても、とりわけ外国会社による内国会社の株式対株式交換を可能とする点では、在日米商工会議所などによる日本政府への働きかけが、一つの契機になったであろうし、外交の舞台でも検討が重ねられてきており、日本側も官庁の垣根を越えて対応をしてきた。この点については、2002年日米投資イニシアティブ報告書「成長のための日米経済パートナーシップ」や、2003年3月27日に決定された対日投資会議専門部会報告「日本を世界の企業にとって魅力のある国に」などで示されている。
- (9) 矢沢惇編『アメリカ会社法』(有斐閣、1950年)。
- (10) 東京大学法学部の財産法研究会においても、株式会社法の比較法的研究が開始されていた。鈴木=竹内・前掲注(7) 158頁〔鈴木光夫〕。
- (11) 上村達男「首相は日本の文明史的挑戦を語れ」(2002年)〈<http://www.asahi.com/ad/clients/waseda/opinion/opinion04.html> (2005年1月7日現在)〉。
- (12) 筆者が所属する名古屋大学大学院法学研究科も、国際協力機構(JICA)や法務省法務総合研究所と協働して、法整備支援事業に取り組んできている。研究教育機関としての特徴を生かすため、法律案の起草そのものよりも、対象国の法制度の研究や人材育成に重点を置いてきている。活動内容の概要については、名古屋大学法政国際教育協力研究センターのホームページを参照されたい〈<http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp/ja/>〉。
- (13) 会社法の収斂に関する優れた論文は多数あるが、筆者もコメントを寄せたものとして、Masafumi Nakahigashi, Corporate Governance in Japan in the 21st Century: A Comment on Nottage, in Tom Ginsburg, Luke Nottage & Hiroo Sono (eds.), The Multiple World of Japanese Law: Disjunctions and Conjunctions, 98-100 (Centre for Asia-Pacific Initiatives, University of Victoria, 2001)。
- (14) 池野千白「戦後会社法への第一歩——昭和23年の改正——」浜田編・前掲注(3) 207頁。昭和23年改正に関する以下の叙述も、池野教授の論稿に負うところが大きい。なお、財閥解体に関して定評のある書物として、E・M・ハードレー(小原敏士=有賀美智子訳)『日本財閥の解体と再編成』(東洋経済新報社、1973年)がある。
- (15) 池野・前掲注(14) 207-208頁。
- (16) 池野・前掲注(14) 207頁。
- (17) 鈴木=竹内・前掲注(7) 135-136頁。その後の経緯については、池野・前掲注(14) 208-215頁を参照。

- (18) 以上につき、池野・前掲注(14) 215-216頁。
- (19) 昭和25年商法改正に関する本項の叙述については、拙著・前掲注(5) 解7-146頁参照。また次項で述べる昭和26年商法改正については、同書の解147-152頁参照。関係資料の多くも、同書の資料編に所収されているが、紙幅の関係で個々には言及しない。
- (20) もっとも、仮決議という便法が認められてはいた(昭和25年改正前商法209条2項)。
- (21) 田中誠二『会社法〔初版〕』375-378頁(千倉書房、1949年)に所収されている。昭和24年3月10日には、「商法の一部を改正する法律案(第三次案)」が作成されており、法案の作成が一応完了した。岡咲恕一『新商法と施行法』4頁(学陽書房、1951年)参照。
- (22) サルウィン主任による商法改正の分析については、Lester N. Salwin, *The New Commercial Code of Japan: Symbol of Gradual Progress toward Democratic Goals*, 50 *Geo. L. J.* 478 (1962) で示されている。
- (23) 鈴木=竹内・前掲注(7) 165頁〔鈴木〕。
- (24) 占領目的との関係では、昭和23年12月10日の極東委員会において、マッコイ米代表が行った声明が重要であろう。そこでは、「現在、日本の会社は以前よりも株主や公衆の利用に供される情報量を大幅に増やし、また一般的には、会社経営者が一段と高い水準の公的責任に服することが求められている」と述べられている。
- (25) 鈴木=竹内・前掲注(7) 615-616頁に所収。GHQの内部では、やや内容が異なる文章が通用していた可能性がある(拙著・前掲注(5) 解23頁注(45) 参照)。
- (26) GHQ側は、「ファイブ・ポイント+外国会社」と表現するのが一般的であったようでもある。
- (27) 当初の協議項目では、議決権に関する問題として、議決権信託、委任状、種類株式などが掲げられているが、日本側との協議を経て、最終的には、括弧内に記したように、累積投票制度の導入が主要な課題となった。
- (28) 鈴木=竹内・前掲注(7) 162頁〔竹内〕。本文で紹介した鈴木博士の言葉は、もともと岩波講座『現代法第9巻』のしおりに「商法改正の裏話」と題して書かれていたものの一部であるとされる。
- (29) 会社法改正については、アメリカの勧告が極東委員会で各国の承認を得たと認識されていたようであるが、そのような事実はなく、当時の立法担当者が考えていたよりも、制約は厳しくなかったのかもしれない。拙著・前掲注(5) 解15頁注(27) 参照。
- (30) 鈴木=竹内・前掲注(7) 148頁〔鈴木〕。
- (31) 矢沢・前掲注(9) はしがき3頁。

- (32) 上村・前掲注（2）22頁。
- (33) 高柳賢三「不在株主の保護と受託者倫理」法曹時報2巻1号1頁（1950年）。この論文と同趣旨の内容の書状が、GHQにも送付されている。
- (34) 株主数が1000人を超える株式会社は、資本の半額以上に当たる株主が出席して、その議決権の過半数で決することができるものとするものである。
- (35) 発行済株式の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数によって決する（平成13年改正前商法343条1項）。
- (36) 鈴木＝竹内（7）148頁〔鈴木〕。
- (37) 以上につき、鈴木＝竹内・前掲注（7）187-188頁参照。
- (38) 鈴木＝竹内・前掲注（7）189頁〔鈴木〕。
- (39) 大住達雄「改正商法は再改正を必要とするか」産業経理11巻5号50頁（1951年）。
- (40) 以上につき、鈴木＝竹内・前掲注（7）189-191頁〔鈴木〕。
- (41) 鈴木＝竹内・前掲注（7）168頁〔鈴木〕。
- (42) 拙稿「戦後商法の再出発」法律時報71巻7号31頁（1999年）。
- (43) 上村・前掲注（2）22頁。
- (44) Jeffery N. Gordon, Institutions as Relations Investors: A New Look at Cumulative Voting, 94 Colum. L. Rev. 124, 142 (1994) を参照。累積投票制度の歴史についての以下の叙述は、この論文に多くを負う。
- (45) 上村・前掲注（2）24-25頁。
- (46) 鈴木＝竹内・前掲注（2）178頁〔鈴木〕。